

いじめのない筑紫野市をみんなで作ろう!

中学生のみなさんへ

筑紫野市では、今年9月に、「筑紫野市いじめ防止基本方針」をつくりました。いじめから子どもを守るため、大人も子どもも、ともに、「いじめ しない させない みのがさない」という強い決意でいじめを防いでいきましょう。

この方針では、子どもが主体となっていてじめのない子ども社会を形成するため、子どもとして次のようなことに取り組むことが求められています。

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自ら主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

「いじめ」とは、子どもが、他の子どもから、いやなことをされたり言われたりしたこと（インターネットを通じて行われるものも含む）で、心身の苦痛を感じているものをいいます。いじめは、いじめられた子どもの命をうばうこともあります。自分の命と同じように友だちの命もかけがえのないものです。次のようなことを自分がされたり、されている友だちがいたら、いじめと考えて、先生や家の人などにすぐに知らせましょう。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたりする。
- 持ち物を壊されたり、捨てられたりする。 等

また、筑紫野市には、子どもを守るために、「子ども条例」があります。この条例では、①生きる権利、②育つ権利、③参加する権利、④守られる権利の4つの子どもの権利が守られるとされています。もちろん、いじめからも守られます。

いじめや友人関係のことなど、困ったり、悩んだりしたときは、そのままにせず、家の人や学校の先生、地域の民生委員・児童委員の方などに相談しましょう。

◎ 筑紫野市では、下のところにも相談できます。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ○ヤングテレホンちくしの | 電話923-7773 |
| ○家庭児童相談室 | 電話921-1308 |
| ○子どもの権利救済委員会 | 電話923-1111 (子育て支援課) |

